

答 申 書

令和4年10月31日

— 惠庭市特別職報酬等審議会 —

令和4年10月31日

恵庭市長 原田 裕 様

恵庭市特別職報酬等審議会
会長 土谷 秀樹

特別職等の期末手当の額について（答申）

令和4年10月31日に本審議会に対し諮問のありました「市長、副市長、教育長の期末手当の額」について慎重に審議した結果、別紙のとおり意見をまとめましたので答申いたします。

答 申

市長、副市長、教育長の期末手当の額について、人事院勧告の内容やこれまでの改定状況、並びに近隣市の期末手当の額について総合的に勘案し審議した結果、下記のとおり意見がまとまりましたので答申いたします。

記

令和4年の人事院勧告に準じた内容で期末手当の改定を行うこと。各職における詳細については表のとおりとする。

	現 行 額 (支給月数)	改 定 額 (支給月数)	改 定 率
市 長	4,360,200 円 (4.30 月)	4,461,600 円 (4.40 月)	2.33%
副 市 長	3,648,120 円 (4.30 月)	3,732,960 円 (4.40 月)	2.33%
教 育 長	3,126,960 円 (4.30 月)	3,199,680 円 (4.40 月)	2.33%

○付帯意見

今回の諮問に含まれていない恵庭市議会議員の期末手当の改定を行う場合は、市長、副市長、教育長と同様、現行の4.30月の支給月数を4.40月とすることが妥当である。